

福島県最低賃金の引き上げと
早期発効を求める意見書提出の請願について

2019年2月15日

須賀川市議会
議長佐藤暁二殿

住 所 福島県須賀川市 [REDACTED]
氏 名 日本労働組合総連合会福島県連合会須賀川地区連合
議長 鈴木重一
紹介議員 大河内和彌

請願要旨

最低賃金制度により、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額が法律により保障されています。そして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されています。

政府は、2013年の「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」で引上げの意向を示し、2016年6月には「毎年年率3%程度を目途として引き上げ全国加重平均1000円を目指す」具体的金額を閣議決定しました。

現在の福島県最低賃金は「時間額772円」ですが、政府の目標金額とは程遠く、また、全国でも31位の低位にあります。このような全国水準との乖離は正に、県内の労働者・生活者のセーフティーネット強化や内需拡大はもとより、県内の人手不足解消、生産年令人口流出の抑制に効果があることは明らかです。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂けますよう、お願い致します。



請願事項

1. 福島県最低賃金は、政府の「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との決定に沿って、相応の引き上げを行うこと。
2. 福島県内の労働力確保、人口流失抑制・防止を見据えた金額とすること。
3. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
4. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。

以上

連絡先（事務局）

住 所 須賀川市塩田字池渋沢121
氏 名 事務局長 富樫 賢太郎
電 話 0248-79-4161

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

内 容

最低賃金制度により、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額が法律により保障されています。そして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されています。

政府は、2013年の「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」で引上げの意向を示し、2016年6月には「毎年年率3%程度を目途として引き上げ全国加重平均1000円を目指す」具体的金額を閣議決定しました。

現在の福島県最低賃金は「時間額772円」ですが、政府の目標金額とは程遠く、また、全国でも31位の低位にあります。このような全国水準との乖離は正に、県内の労働者・生活者のセーフティネット強化や内需拡大はもとより、県内の人手不足解消、生産年令人口流出の抑制に効果があることは明らかです。

よって、本市議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望します。

1. 福島県最低賃金については、政府が掲げる「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行うこと。
2. 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。
3. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
4. 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期発効に努めること。

提 出 先

内閣総理大臣
厚生労働大臣
福島労働局長

意見書提出先の氏名と住所

最低賃金引き上げ早期発効を求める意見書

| 提出先 | 氏名 | 住所 | |
|--------|---------|---------------------------------------------|-------|
| 内閣総理大臣 | 安倍 晋三 殿 | 〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1 | 内閣府 |
| 厚生労働大臣 | 根本 匠 殿 | 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館 | 厚生労働省 |
| 福島労働局長 | 森戸 和美 殿 | 〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階 | 福島労働局 |